

広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム規約

2022年5月19日 制定

(趣旨)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、広島大学脳・こころ・感性科学研究センター（以下「本センター」という。）の教育研究活動の一つとして実施する「広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム (BMK コンソーシアム)」(以下「本コンソーシアム」という。) について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、本センターの感性脳科学分野における研究知見を核とし、関連する他の研究領域の研究知見を有する研究者や企業と共同で、本コンソーシアム参加者（以下「参加者」という。）の各種研究活動や事業活動において感性脳科学的知見を活用するための教育研究活動を実施することを目的（以下「本目的」という。）とし、大学としての社会貢献を目指すものである。

(英文名称及び略称)

第3条 本コンソーシアムの英文名称は、「Hiroshima University Brain, Mind and KANSEI Consortium for Academia-Industry Collaboration」とし、略称を「BMK Consortium」とする。

(代表)

第4条 本コンソーシアムの代表（以下「代表」という。）は、本センターのセンター長（以下「センター長」という。）が指名し、指名された者の了承を得た上で、センター長が委嘱する。

2 代表は、本コンソーシアムが行う活動の内容全般を把握、指導、管理、運営、統括する。

3 代表は、第8条の規定に基づいて参加者と広島大学とが締結する学術指導申込書兼受諾書（別紙様式3）の規定及び本規約を遵守の上で、本コンソーシアムの概要を公開することができる。

4 代表の任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究分野及び活動期間)

第5条 本コンソーシアムの扱う研究分野は、感性脳科学及びこれに関連する分野とする。

2 本コンソーシアムの活動期間（以下「活動期間」という。）は、2022年4月1日から2023年3月31日までとし、かかる期間満了の30日前までに代表及び参加者が本コンソ

ーシアムの活動を終了することに合意しない限り、1年間自動延長するものとし、以降同様とする。なお、活動期間は最長3年間とする。4年日以降も活動を実施する場合は、代表は参加者に対し期間延長の打診（協議）を行い、活動期間を決定する。

3 代表は、事前に参加者に通知して意見を聞き、センター長の同意を得た上で、活動期間を短縮することができる。活動期間が短縮されたときは、代表から参加者に通知する。なお、この短縮に伴う学術指導の内容変更については、個別に協議を実施する。

（コンソーシアムへの参加）

第6条 参加者は、第2条に規定する目的に賛同する企業、大学及びその他の機関または個人であって、代表が参加を認める者とする。なお、この際、国立大学法人広島大学（以下「本学」という。）及び日本の官公庁の指導、参加者間の技術競合関係など、本コンソーシアムの円滑運営に必要な諸事項も併せて考慮する。

2 本コンソーシアムに参加を希望する者は、本学に参加申込書（別紙様式1）を提出する。

3 代表は、原則として参加者名を公開することができる。但し、非公開を望む参加者名は公開しない。

4 本コンソーシアムの参加者の種別、享受の内容及びその資格要件は、次のとおりとする。

(1) A 会員：セミナー・ワークショップへの参加が可能

本コンソーシアムの目的及び次条に定める活動の内容に賛同し、別途本センターに所属する職員または「COI STREAM 精神的価値が成長する感性イノベーション拠点」参加者一覧（2022年3月時点）に記載の本学職員を研究担当者とする共同研究契約（以下「原契約」という。）を、参加申込書提出時点で本学と締結している参加者。

(2) B 会員

本コンソーシアムの目的及び活動の内容に賛同し、本学に対し本コンソーシアムの活動に要する有料の経費（以下「参加費」という。）2口以上を納める参加者。

(3) C 会員：セミナー・ワークショップへの参加が可能

本コンソーシアムの目的及び活動の内容に賛同し、本学に参加費1口以上を収める参加者並びに本コンソーシアムの活動に都度参加する個人。

（コンソーシアムの活動）

第7条 本コンソーシアムは、第2条に規定する目的の達成を目指し、次の活動（以下「活動」という。）を行う。

(1) 本学から参加者への情報提供（技術報告、学会報告など）

(2) 参加者間の意見交換、情報交換

(3) 成果の発信

(4) 本学から参加者への学術指導

(5) その他、参加者の事業に貢献できる活動など

(契約)

第8条 参加者は、広島大学学術・社会連携室における学術指導に関する規則に基づく学術指導申込書兼受諾書（以下「契約」という。）を本学と取り交わすこととする。なお、契約は、参加費を支払う内容とする。

2 第6条に規定するA会員の参加者については、原契約をもって前項の契約に代えて扱う。

(参加費)

第9条 前条第1項に規定する参加費は、1口年額20万円とする。

2 個人の参加者であって、第7条に定める活動の都度参加を希望する場合、代表に届け出、合意を得たうえで、前項に定める参加費1口ではなく、別表に定める金額を参加費とするものとする。

(秘密情報)

第10条 本規約において「秘密情報」とは、以下に定める情報の全てを総称している。

参加者が本コンソーシアムの活動において他の参加者に開示した技術情報、及び自己の事業、運営等に係る情報であって、書面（電子データを格納した電子・電磁媒体を含む。以下同じ。）に記録されて開示・提供された場合にあっては、開示者が「機密」又は「Confidential」等秘密情報である旨を明示したものとし、口頭又は視覚により開示された情報については、開示者は開示に際し秘密である旨明示したうえで、開示の後30日以内に被開示者に秘密情報であること及び当該秘密情報の開示内容を書面で通知したものをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知公用であったもの、又は開示以降に自らの責によらず公知公用となったもの
- (2) 知得する以前に自らが所有していたこと、又は相手方より開示された秘密情報を用いることなく独自に開発したことを立証できるもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを立証できるもの

(秘密保持)

第11条 参加者は、秘密情報について、当該参加者の事前の同意がない限り、これを第三者に漏洩開示してはならない。

2 前項の規定は第5条に定める活動期間終了後も1年間有効に存続する。

(発明等の取扱い)

第12条 本活動における発明等の取扱いは、契約に基づく。

(運営支援)

第13条 本コンソーシアムの運営支援及び事務は、本センター所管事務（学術・社会連携室）が担当する。

(退会)

第14条 本コンソーシアムから退会しようとする参加者は、本学に退会届出書（別紙様式2）を提出する。

2 参加者は、契約期間が終了したとき又は契約が解除されたときは、本コンソーシアムから退会したものとみなす。

3 前2項による退会が年度の中途の場合、納付された参加費は、原則として返還しない。

(参加者資格の解除)

第15条 代表は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、センター長の同意を得たうえで、当該参加者を退会させることができる。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った場合

(3) 本コンソーシアム、他の参加者または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為を行った場合

(4) その他、代表及びセンター長が参加者として不相当と判断し、当該参加者を除く参加者に通知のうえ、承認された場合

(その他)

第16条 本規約と契約との間に矛盾が生じた際は、原則として契約が優先する。ただし、秘密情報の扱いについては本規約が優先する。

2 参加者間での調整が必要な事態が発生した場合、当該参加者が協議し、解決を図る。

3 本規約の改正は、事前に参加者に通知して意見を聞き、センター長の同意を得た上で、代表が定める。

4 本規約に定めるもののほか本コンソーシアムの運営に関する必要な事項は、代表が定める。

第17条 参加者は、希望する場合「ひろしま好きじゃけんコンソーシアム」規約第4条に定めるブロンズ会員としての権利を得ることができる。

2 上記の権利を得て以降、本コンソーシアムの活動において本規約とひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約との間に矛盾が生じた際は、本規約が優先する。

附 則

この規約は、2022年5月1日から施行する。

附 則 (更新)

この規約は、2022年5月19日から施行する。

(別紙様式1) 参加申込書

(別紙様式2) 退会届出書

(別紙様式3) 学術指導申込書兼受諾書

別表(第9条第2項関係)

活動種別(第7条に定める活動)	金額
セミナー・ワークショップ(第7条(1)及び(2)関連)	20,000円
その他活動	1時間あたり20,000円

(別紙様式1)

年 月 日

広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム参加申込書

国立大学法人広島大学脳・こころ・感性科学研究センター長 殿
広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム代表 殿

郵便番号

住 所

名 称

代表者名 (個人の場合は氏名)

印

広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム規約を遵守の上、下記のとおり広島大学脳・こころ・感性コンソーシアムへの参加を申し込みます。

記

法人名	
参加者名	
参加者所属	
希望する参加種別	A 会員 ・ B 会員 ・ C 会員
共同研究契約 テーマ名・期間 (A 会員のみ記載)	テーマ名称： 期間：
17 条適用	希望する ・ 希望しない
Web サイトへの企 業名掲載	可能 ・ 不能
本件事務担当者	所属・役職： 氏名：
本件事務担当者連 絡先	電話番号： メールアドレス：

(必要に応じ、欄のサイズを変更してください)

(別紙様式2)

年 月 日

広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム退会届出書

国立大学法人広島大学脳・こころ・感性科学研究センター長 殿

広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム代表 殿

郵便番号

住 所

名 称

代表者名（個人の場合は氏名）

印

○年 ×月 △日をもって広島大学脳・こころ・感性コンソーシアムから退会しますので、
広島大学脳・こころ・感性コンソーシアム規約 第14条第1項の規定に基づき届け出ます。

以上

(別紙様式3)

学術指導申込書兼受諾書

年 月 日

依頼先(甲)

広島大学

理事(学術・社会連携担当) 殿

依頼者(乙)

住所

名称

代表者名(個人の場合は氏名)

印

裏面に記載の「学術指導の条件についての規定」を承諾の上、以下のとおり学術指導を申し込みます。

学術指導題目(本件学術指導)	脳・こころ・感性コンソーシアムにおけるセミナー・ワークショップ等
目的及び内容	目的: 脳・こころ・感性科学研究センターの感性脳科学分野における研究知見を核とし、関連する他の研究領域の研究知見を有する研究者や企業と共同で、本部会参加者の各種研究活動や事業活動において感性脳科学的知見を活用するための教育研究活動を実施する。
	内容: 合同セミナー・合同ワークショップ・コンサルティングなど (1) 本学から参加者への情報提供(技術報告、学会報告など) (2) 参加者間の意見交換、情報交換 (3) 成果の発信 (4) 本学から参加者へのコンサルティング (5) その他、参加者の事業に貢献できる活動など
学術指導期間・時間 (本件学術指導期間・時間)	2022年 月 日 ~ 2023年 月 日 (年、月、週)10回、1回当たり1時間
指導料(製本時削除: 希望区分に応	

じ、右欄に記載ください。200,000円(C会員)・400,000円(B会員)・個人の場合は別表を参照。)	
希望する学術指導担当職員 (所属・職・氏名)	脳・こころ・感性科学研究センター 准教授 笹岡 貴史
担当コーディネータ	学術・社会連携部 佐々 卓哉
依頼者連絡先	担当部署 氏名 Tel: E-Mail:
備考(学術指導にあたっての特別の条件等)	別途脳・こころ・感性コンソーシアム規約を参照のうえ、コンソーシアム活動への参加に関する申込書をご提出ください。

(大学記入欄)

部局長等の印	学術指導担当職員
	配属又は所属 氏名 (内線 , E-Mail:)

申し込みいただきました上記の内容にて学術指導を受諾します。

年 月

日

殿

広島大学
理事(学術・社会連携担当)

学術指導の条件についての規定（本規定）

（目的）

第1条 本規定は、本件学術指導の実施に当たっての諸条件、本件学術指導に伴い開示される双方の秘密情報や成果の取扱い等を定め、これにより本件学術指導を円滑に実施し、所期の目標の速やかなる達成に寄与することを目的とする。

（本件学術指導の実施）

第2条 甲は、乙からの要請に基づき、本件学術指導に、口頭又は文書等により、可能な限り速やかに誠意をもって対応する。

2 甲及び乙は、一方的に本件学術指導を中止することはできない。

（指導料）

第3条 本件学術指導の指導料（以下「本指導料」という。）は学術指導時間一時間につき二万円により算定される額を最低とする。乙は本指導料を、甲の指定する期日までに納付するものとする。

2 甲は、本件学術指導の実施に当たって、特別な経費が発生する業務を行う場合は、事前に乙の同意を得てこれを行うこととし、この場合、甲はその費用を乙に別途請求することができる。

3 納付された本指導料は、原則として返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により本件学術指導を継続できない場合においてはこの限りではない。

（共同研究）

第4条 本件学術指導の過程で、更なる研究開発が必要であると甲及び乙が合意したときは、別途共同研究契約又は受託研究契約を締結して行うものとする。

（保証）

第5条 甲は、甲の学術指導担当職員が行った本件学術指導の結果について、一切の保証を行わない。

（秘密保持）

第6条 甲は、本件学術指導にあたり乙より開示又は提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報（以下「本件技術情報等」という。）並びに乙における本件技術情報等の存在とその内容及び乙が行った対策について、乙の事前の同意がない限り、これを第三者に漏洩開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- 一 本件学術指導開始の時点で既に公知となっているもの
 - 二 本件学術指導開始後に乙が公開したもの又は乙の同意の下に第三者が公開したもの
 - 三 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を有することなく入手したもの
- 2 乙は、甲による本件学術指導の内容については、甲の事前の同意がない限り、これを第三者に漏洩開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- 一 本件学術指導開始時点で既に公知となっているもの
- 二 本件学術指導開始後に、乙の責によることなく公知となったもの
- 三 本件学術指導開始の時点で、乙が自ら保有していたもの
- 四 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を有することなく入手したもの

（知的財産権）

第7条 甲及び乙は、本件学術指導の内容に基づいてなした発明等について特許出願を行おうとする場合には、事前に相手方に通知し、その取扱いについて甲乙協議して決定する。

（有効期間）

第8条 本規定の有効期間は本件学術指導期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定は本契約の有効期間満了後3年間、第7条の規定は、有効期間満了後もそれぞれ有効とする。

（その他）

第9条 本規定に定めのない事項又は本規定の内容に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決を図るものとする。

以上

※郵送先の情報をお知らせください。(様式は問いません。)

学術指導申込書兼受諾書、請求書の送付先

〒

住所

法人名等

部署・氏名

TEL